

平成30年2月8日
建設局道路維持課

北九州市自転車の放置の防止に関する条例の 一部改正に係る市民意見の募集について

プライバシーの保護および法律との整合を図るため、「北九州市自転車の放置の防止に関する条例」を一部改正するにあたり、市民意見の募集を行うもの。

1 改正理由

条例では、自転車の利用者等の責務として、「自転車の所有者は、当該自転車の見やすい箇所に自己の住所及び氏名又は名称を明記するとともに、当該自転車について防犯登録を受けるよう努めなければならない」と規定している。

この自転車に住所や氏名等を明記する規定については、自転車の盗難を防止するとともに、所有者を特定し、盗難や条例に基づく移動がなされた自転車がすみやかに返還されることを目的に定めたものである。

しかし、近年は個人情報が第三者に知られることによる犯罪被害への懸念等が強まっており、プライバシーの保護という観点において、現在の社会情勢に適さない規定となっている。

また、防犯登録については、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（自転車法）において、義務規定とされている。

2 改正内容

自転車の利用者等の責務として定めた自転車への住所や氏名等の明記に関する規定を削除するとともに、防犯登録に関する規定を義務規定に改める。

また、自転車小売業者の責務として定めた自転車の購入者に対して自転車に住所や氏名等を明記するよう勧奨する規定もあわせて削除する。

3 条例改正案

現 行	(自転車利用者等の責務) 第4条 略 2 自転車の所有者は、 <u>当該自転車の見やすい箇所に自己の住所及び氏名を明記するとともに、当該自転車について防犯登録を受けるよう努めなければならない。</u> (自転車小売業者の責務) 第5条 自転車の小売を業とする者は、自転車の販売に当たっては、自転車の購入者に対し、 <u>住所及び氏名又は名称の明記並びに自転車の防犯登録の勧奨に努めなければならない。</u>
改正案	(自転車利用者等の責務) 第4条 略 2 自転車の所有者は、 <u>当該自転車について防犯登録を受けなければならない。</u> (自転車小売業者の責務) 第5条 自転車の小売を業とする者は、自転車の販売に当たっては、 <u>防犯登録の勧奨に努めなければならない。</u>

【参考】

自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律

(自転車等の利用者の責務)

第十二条

3 自転車を利用する者は、その利用する自転車について、国家公安委員会規則で定めるところにより都道府県公安委員会が指定する者の行う防犯登録（以下「防犯登録」という。）を受けなければならない。

(自転車製造業者等の責務)

第十四条

2 自転車の小売を業とする者は、自転車の販売に当たっては、当該自転車の取扱方法、定期的な点検の必要性等の自転車の安全利用のための十分な情報を提供するとともに、防犯登録の勧奨並びに自転車の点検及び修理業務の充実に努めなければならない。

4 今後のスケジュール（予定）

- ・平成30年4月2日～5月1日 市民意見募集
- ・平成30年5月 常任委員会報告（市民意見募集結果）
- ・平成30年9月 条例改正議案の議会提出